

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

令和7年(2025年)12月19日

宇都市議会議長 山 下 節 子 様

予算決算委員長 猶 克 実

記

事件の番号	件 名	議決の結果	議 決 の 理 由
議 第 9 7 案 案 号	令和7年度宇都市一般会計 補正予算（第4回）	原案可決	歳出については、障害者福祉サービスに対する負担金や子ども医療扶助経費などの扶助費のほか、ときわスクエアの建設工事に係る経費、人事院勧告に伴う職員給与費等経費、8月の大雨による災害復旧費、過年度精算に伴う国・県返還金などを補正し、歳入については、収入見込額に合わせ、国・県支出金のほか、寄附金、市債などを補正し、また、補正財源の一部として、特別交付税及び財政調整基金繰入金を補正するもので、また、債務負担行為については、トータルヘルスケア業務ほか9事業を追加するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議 第 104 案 案 号	令和7年度宇都市水道事業 会計補正予算（第2回）	原案可決	人事院勧告等を踏まえ人件費を補正するとともに、サーバ仮想化基盤更改に伴う債務負担行為を追加するもので、必要やむを得ないものと認めた。